

## すまい給付金に係る「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 交付業務についてのご案内

消費税率引上げに伴う住宅取得者の負担軽減を図るための給付措置「すまい給付金」で新築住宅の住宅ローンを利用しない現金取得者の給付要件のひとつである「現金取得者向け新築対象住宅証明書」の発行業務についてご案内いたします。

1. 業務開始：2013年10月15日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務範囲：新築住宅
4. 業務内容：申請図書等に基づき、申請のあった新築住宅の住宅ローンを利用しない現金取得者のすまい給付金の要件のひとつである【フラット35】S（2020年12月時点）と同等の基準に適合しているか確認し、適合していると認める場合には「現金取得者向け新築対象住宅証明書」を交付します。

※以下のいずれかの書類を取得している場合は「現金取得者向け新築対象住宅証明書」は必要ありません。

- ・【フラット35】S適合証明書
- ・長期優良住宅建築等計画認定通知書
- ・設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書  
（フラット35S（2020年12月時点）の適合基準を満たすものに限る）
- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ・BELS評価書（☆2以上のものに限る）

5. 審査料金（戸建住宅）： （税込）

検査業務内容	単独審査	審査利用
省エネルギー性	37,400円	12,100円
耐震性		
耐久性・可変性	33,000円	7,700円
バリアフリー性		

※ 審査利用とは、当社に設計住宅性能評価、長期使用構造等確認申請、低炭素建築物認定に係る技術的審査、またはBELS評価を申請している場合に限り、ただし当初の審査と現金取得者向け新築対象住宅証明で内容が異なる場合は、単独審査の扱いとなります。

※ 変更申請料金は当初の審査料金の1/2とします。ただし当初の申請が審査利用であった場合で、現金取得者向け新築対象住宅証明のみ変更申請を行うときは単独審査の審査料金の1/2とします。

※ 共同住宅は別途見積りとなります。

※ 審査を行う前に取り下げた場合または誤記訂正、軽微な変更もしくは証明書の再発行を行った場合の事務手数料は、5,500円とします。

6. 手続き：別紙「現金取得者向け新築対象住宅証明書申請要領」をご覧ください。

1. 手続きの流れ



※ 参考

「すまい給付金」ホームページ  
<http://sumai-kyufu.jp>

2. 必要書類

図書種類		明示すべき事項
現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書		※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
設計内容説明書		
確認申請書（写）又は確認済書（写）もしくは建築工事届（写）		
各種図面 計算書他	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置
	仕様書（仕上表含む）	部材（断熱材、防湿材）の種類、寸法及び取付方法
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、室の名称、用途及び寸法、壁の種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別
	立面図	縮尺及びに小屋裏換気口・開口部の種別、寸法及び位置
	矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造（断熱含む）、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
	基礎伏図	縮尺並びに構造躯体・断熱の材料の種別及び寸法
	各種計算書	外皮計算、構造計算、その他計算を要する場合における当該計算の内容
その他	審査に係る各種材料などの認定書、型式認定等の証明書類、その他必要な書類など	

上表の明示すべき事項を他の図書に明示しても構いません。

※参考【フラット35】S（2020年12月時点）の基準（下記1～4のいずれかの基準に適合すること）

1. 耐震性に優れた住宅（耐震等級2以上の住宅または免震建築物）
2. 省エネルギー性に優れた住宅（断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上）
3. バリアフリー性に優れた住宅（高齢者等配慮対策等級3以上）
4. 耐久性・可変性に優れた住宅（劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上）